

県南広域振興局長告示第47号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年4月16日

県南広域振興局長 佐々木 隆

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350600102	放課後等デイサービス チャーむ	北上市柳原町四丁目2番30号	令和3年3月31日